

## 第5章 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

### 1 制度改正と事業体系

#### (1) 制度の改正

子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」とこれに基づき国において示される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）、その他「児童福祉法」等関係法令を踏まえて実施することとなっています。

令和4年6月の「児童福祉法」等の改正、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」等の改正により、子ども・子育て支援事業の充実に向け、主に次の事項が追加されました。

##### ① 「児童福祉法」等の改正に伴う追加事項

今回の改正により、次の3事業が、新たに「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられました。

##### ・子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行うもの。

##### ・児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を提供するとともに、児童や保護者に対しての相談等の支援を行うもの。

##### ・親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行うもの。

② 「子ども・子育て支援法」等の改正に伴う追加事項

「子ども・子育て支援制度」は、保育所、幼稚園、認定こども園等における保育及び幼児教育に関する「子ども・子育て支援給付」と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

今回の改正により、「子ども・子育て支援給付」については、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付「こども誰でも通園制度」が創設されました。

また、「地域子ども・子育て支援事業」については、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」が追加されました。

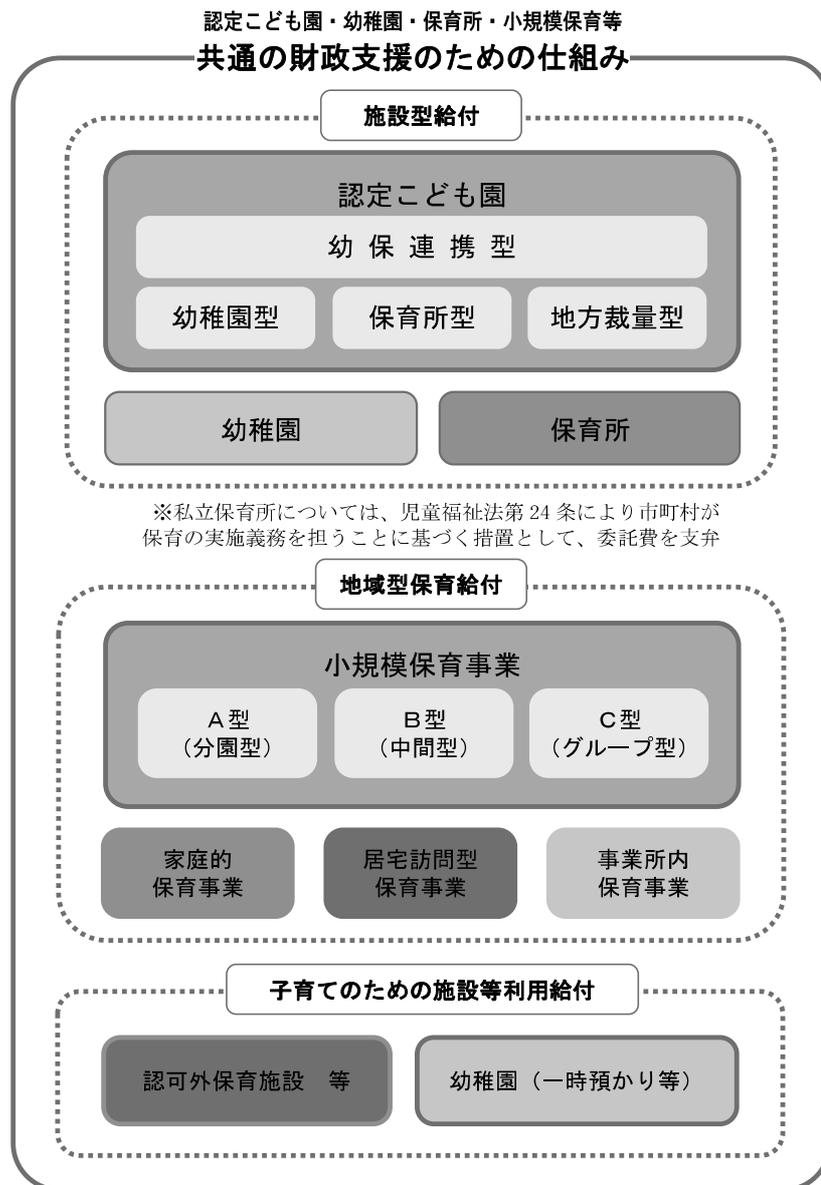
以上の制度改正を踏まえ、この章では、教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所にかかる必要利用定員総数、その他の教育・保育の量の見込みとそれを提供する体制の確保策等について、また、各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれを提供する体制の確保策等について示します。

(2) 事業の体系

① 子ども・子育て支援給付

「子ども・子育て支援制度」のうち、児童手当を除く「子ども・子育て支援給付」の仕組みは次のとおりです。

図表5-1 「子ども・子育て支援給付」の仕組み



② 地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援制度」のうち、本市における「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおりです。

図表5-2 本市における「地域子ども・子育て支援事業」(令和6年度)

No	位置付け		対象児童年齢	
	対象事業	本市事業名		
1	V-1 保育サービス等の充実		0~5歳	
	利用者支援事業	利用者支援事業	1~6年生	
2	V-1 保育サービス等の充実		0~5歳	
	時間外保育事業	延長保育事業		
3	V-2 家庭や地域における子育て環境の充実		1~6年生	
	放課後児童健全育成事業	子ども会、放課後児童クラブ		
4	V-1 保育サービス等の充実		0~18歳	
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	短期入所生活援助事業(ショートステイ)		
5	III-1 母子保健サービスの充実		0歳	
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業		
6	III-1 母子保健サービスの充実		0~18歳	
	養育支援訪問事業	産前産後・養育支援訪問事業		
7	VI-1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応		0~18歳	
	要保護児童等支援事業	子育て世帯訪問支援事業		
8	V-3 子育て当事者に対する相談体制の充実		0~5歳	
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター		
9	V-1 保育サービス等の充実		3~5歳 0~5歳	
	一時預かり事業	一時預かり事業(幼稚園型)		預かり保育事業
		その他		一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ
10	V-1 保育サービス等の充実		0~5歳	
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1~6年生	
11	V-1 保育サービス等の充実		0~5歳	
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	1~6年生	
12	III-1 母子保健サービスの充実		/	
	妊婦に対する健康診査事業	妊婦一般・歯科健康診査事業		
13	III-1 母子保健サービスの充実		0~1歳	
	産後ケア事業	産後ケア事業		
14	VI-5 子育てに対する経済的支援		/	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	(該当施設なし)		
15	V-1 保育サービス等の充実		/	
	多様な主体が参画することを促進するための事業	(該当事業なし)		

## 2 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針においては、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として、「教育・保育提供区域」を定めることとしています。

本市においては、市民の概ねの日常生活の範囲やこれまでの教育・保育施設の利用状況などの条件を総合的に勘案し、以下のとおり見直し、12区域とします。なお、行政区域を越えて広域的な利用実態があるものなどについては、市全域を提供区域とします。

図表5-3 本市における教育・保育提供区域

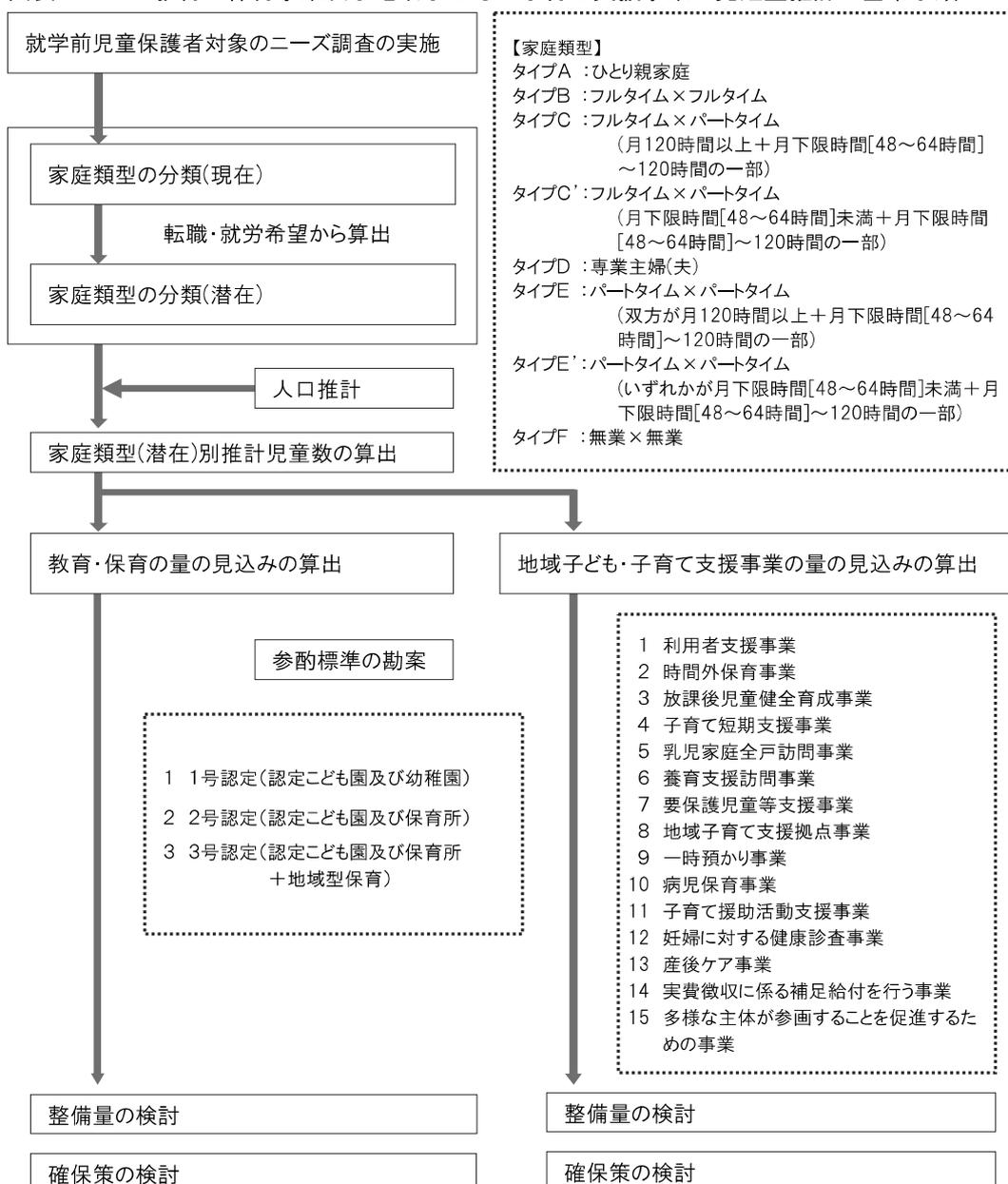
前 期（11区域）		今 期（12区域）	
区域	地域	区域	地域
①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、 八人町、五番町、清水町、 星井町、西田地方	①中央	総曲輪、愛宕、安野屋、 八人町、五番町、清水町、 星井町、西田地方、柳町、 堀川、奥田、奥田北、光陽
②北部	奥田、奥田北、岩瀬、萩浦、 大広田、浜黒崎、針原、豊田	②北部	岩瀬、萩浦、大広田、 浜黒崎、針原、豊田
③呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢 老田、池多	③和合	四方、八幡、草島、倉垣
④西部	桜谷、五福、神明、 四方、八幡、草島、倉垣	④呉羽	呉羽、長岡、寒江、古沢 老田、池多
⑤南部	堀川、堀川南、太田、蜷川、 新保、熊野、月岡、光陽	⑤西部	桜谷、五福、神明
⑥東部	柳町、東部、広田、新庄、 藤ノ木、山室、山室中部、 新庄北	⑥南部	堀川南、蜷川、新保、熊野、 月岡
⑦水橋	水橋中部、水橋西部、 水橋東部、三郷、上条	⑦東部	東部、広田、新庄、藤ノ木、 山室、山室中部、新庄北、 太田
⑧大沢野 ・細入	大沢野、細入	⑧水橋	水橋中部、水橋西部、 水橋東部、三郷、上条
⑨大山	大山	⑨大沢野 ・細入	大沢野、細入
⑩八尾 ・山田	八尾、山田	⑩大山	大山
⑪婦中	婦中	⑪八尾 ・山田	八尾、山田
		⑫婦中	婦中

### 3 事業の量の見込みと確保策

#### (1) 事業の量の見込みの算出方法

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量の推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下、「手引き」といいます。）の手順に沿って算出し、本市の地域特性との整合性等を検証しながら、補正を行いました。

図表5-4 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量推計の基本手順



## (2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口は年々減少することが見込まれます。計画期間が満了する令和11年までに、0～11歳の子ども人口は13.5%減、0～5歳の子ども人口は14.0%減、6～11歳の子ども人口は13.2%減と予測されます。

図表5-5 本市における子どもの人口の推計

単位：人

	令和6年 (現状)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	35,157	34,199	33,232	32,306	31,320	30,394
0歳	2,349	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274
1歳	2,548	2,352	2,335	2,317	2,300	2,289
2歳	2,662	2,540	2,344	2,327	2,309	2,292
3歳	2,734	2,652	2,530	2,335	2,318	2,300
4歳	2,813	2,732	2,650	2,528	2,333	2,316
5歳	2,938	2,803	2,723	2,641	2,519	2,324
0～5歳	16,044	15,411	14,896	14,445	14,065	13,795
6歳	2,998	2,934	2,799	2,719	2,637	2,515
7歳	3,172	2,999	2,935	2,800	2,720	2,638
8歳	3,243	3,171	2,998	2,934	2,799	2,719
9歳	3,191	3,240	3,168	2,995	2,931	2,796
10歳	3,250	3,193	3,242	3,170	2,997	2,933
11歳	3,259	3,251	3,194	3,243	3,171	2,998
6～11歳	19,113	18,788	18,336	17,861	17,255	16,599

※令和6年の人口は「富山市住民基本台帳」（令和6年4月30日現在）

(3) 教育・保育事業の見込量と確保方策

市域全体

図表5-6 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（市域全体、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和 7 年度	①量の見込み	1,192	279	6,726	1,029	1,802	1,933	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設		2,613	7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
※定員適正化後（②-①）		1,142	1,175	196	694	741		
令和 8 年度	①量の見込み	1,148	270	6,486	1,022	1,785	1,792	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設		2,613	7,643	886	1,894	2,030
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
※定員適正化後（②-①）		1,195	1,415	203	711	882		
令和 9 年度	①量の見込み	1,089	255	6,150	1,012	1,770	1,775	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設		2,613	7,648	891	1,899	2,035
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
※定員適正化後（②-①）		1,269	1,756	219	732	905		
令和 10 年度	①量の見込み	1,038	244	5,878	1,008	1,756	1,761	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設		2,623	7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
※定員適正化後（②-①）		1,341	2,028	224	748	921		
令和 11 年度	①量の見込み	1,014	237	5,689	1,002	1,754	1,747	
	② 確保 方策	特定教育・保育施設		2,623	7,648	892	1,901	2,037
		地域型保育事業				69	86	93
		企業主導型保育事業			23	32	35	36
		認可外保育施設			235	61	102	109
※定員適正化後（②-①）		1,372	2,217	230	750	935		

※市域全体の表は、地域区分別の数値の合計値を記載しています。

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

①中央区域

図表5-7 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（①中央区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	325	52	1,406	197	385	418	
	②確保方策	特定教育・保育施設		901	1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
※定員適正化後（②-①）		524	262	40	162	172		
令和8年度	①量の見込み	310	50	1,340	195	383	405	
	②確保方策	特定教育・保育施設		901	1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
※定員適正化後（②-①）		541	328	42	164	185		
令和9年度	①量の見込み	295	47	1,276	194	378	403	
	②確保方策	特定教育・保育施設		901	1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
※定員適正化後（②-①）		559	392	43	169	187		
令和10年度	①量の見込み	284	46	1,229	194	377	398	
	②確保方策	特定教育・保育施設		901	1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
※定員適正化後（②-①）		571	439	43	170	192		
令和11年度	①量の見込み	280	45	1,208	194	378	397	
	②確保方策	特定教育・保育施設		901	1,559	156	388	422
		地域型保育事業				15	16	17
		企業主導型保育事業			11	14	14	15
		認可外保育施設			98	21	51	52
※定員適正化後（②-①）		576	460	43	169	193		

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

②北部区域

図表5-8 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（②北部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	73	19	580	85	158	167	
	②確保方策	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
		地域型保育事業				11	27	28
		企業主導型保育事業			12	9	12	12
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			18	65	21	68	71	
令和8年度	①量の見込み	73	19	579	85	158	132	
	②確保方策	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
		地域型保育事業				11	27	28
		企業主導型保育事業			12	9	12	12
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			18	66	21	68	106	
令和9年度	①量の見込み	69	18	545	85	158	132	
	②確保方策	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
		地域型保育事業				11	27	28
		企業主導型保育事業			12	9	12	12
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			23	100	21	68	106	
令和10年度	①量の見込み	63	16	498	85	158	132	
	②確保方策	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
		地域型保育事業				11	27	28
		企業主導型保育事業			12	9	12	12
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			31	147	21	68	106	
令和11年度	①量の見込み	58	15	458	85	158	132	
	②確保方策	特定教育・保育施設		110	633	72	156	165
		地域型保育事業				11	27	28
		企業主導型保育事業			12	9	12	12
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			37	187	21	68	106	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

③和合区域

図表5-9 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（③和合区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	12	4	181	32	53	49	
	②確保方策	特定教育・保育施設		51	231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			35	50	▲ 2	25	23	
令和8年度	①量の見込み	12	4	180	32	53	46	
	②確保方策	特定教育・保育施設		51	231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			35	51	▲ 2	25	26	
令和9年度	①量の見込み	12	4	183	31	53	46	
	②確保方策	特定教育・保育施設		51	231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			35	48	▲ 1	25	26	
令和10年度	①量の見込み	12	4	190	31	52	46	
	②確保方策	特定教育・保育施設		51	231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			35	41	▲ 1	26	26	
令和11年度	①量の見込み	12	4	185	31	52	43	
	②確保方策	特定教育・保育施設		51	231	25	65	60
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			35	46	▲ 1	26	29	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

④呉羽区域

図表5-10 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（④呉羽区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	55	4	388	34	93	102	
	②確保方策	特定教育・保育施設		146	446	39	102	112
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
※定員適正化後（②-①）			87	71	23	41	45	
令和8年度	①量の見込み	53	4	374	34	91	96	
	②確保方策	特定教育・保育施設		146	446	39	102	112
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
※定員適正化後（②-①）			89	85	23	43	51	
令和9年度	①量の見込み	53	4	376	33	90	95	
	②確保方策	特定教育・保育施設		146	451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
※定員適正化後（②-①）			89	88	30	50	58	
令和10年度	①量の見込み	53	4	371	33	89	94	
	②確保方策	特定教育・保育施設		146	451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
※定員適正化後（②-①）			89	93	30	51	59	
令和11年度	①量の見込み	51	3	361	32	89	93	
	②確保方策	特定教育・保育施設		146	451	44	107	117
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			13	10	12	13
※定員適正化後（②-①）			92	103	31	51	60	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑤西部区域

図表5-11 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑤西部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	87	10	287	52	77	86	
	②確保方策	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			▲ 52	13	8	11	12	
令和8年度	①量の見込み	81	9	266	52	77	96	
	②確保方策	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			▲ 45	34	8	11	2	
令和9年度	①量の見込み	78	9	258	52	77	96	
	②確保方策	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			▲ 42	42	8	11	2	
令和10年度	①量の見込み	77	9	253	52	77	96	
	②確保方策	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			▲ 41	47	8	11	2	
令和11年度	①量の見込み	80	9	263	52	77	96	
	②確保方策	特定教育・保育施設		45	300	50	73	82
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			▲ 44	37	8	11	2	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑥南部区域

図表5-12 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑥南部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	124	19	746	106	214	204	
	②確保方策	特定教育・保育施設		301	829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
※定員適正化後（②-①）			158	102	20	67	64	
令和8年度	①量の見込み	118	18	712	106	212	187	
	②確保方策	特定教育・保育施設		301	829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
※定員適正化後（②-①）			165	136	20	69	81	
令和9年度	①量の見込み	114	17	690	105	210	185	
	②確保方策	特定教育・保育施設		301	829	90	213	203
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
※定員適正化後（②-①）			170	158	21	71	83	
令和10年度	①量の見込み	107	16	647	104	209	184	
	②確保方策	特定教育・保育施設		311	829	91	215	205
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
※定員適正化後（②-①）			188	201	23	74	86	
令和11年度	①量の見込み	103	16	624	104	208	183	
	②確保方策	特定教育・保育施設		311	829	91	215	205
		地域型保育事業				10	14	14
		企業主導型保育事業			0	3	3	2
		認可外保育施設			19	5	8	8
※定員適正化後（②-①）			192	224	23	75	87	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑦東部区域

図表5-13 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑦東部区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	281	109	1,326	216	336	402	
	②確保方策	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
		地域型保育事業				30	25	29
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			55	13	19	23
※定員適正化後（②-①）			139	250	66	130	155	
令和8年度	①量の見込み	274	106	1,293	215	333	376	
	②確保方策	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
		地域型保育事業				30	25	29
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			55	13	19	23
※定員適正化後（②-①）			149	283	67	133	181	
令和9年度	①量の見込み	261	101	1,234	215	332	373	
	②確保方策	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
		地域型保育事業				30	25	29
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			55	13	19	23
※定員適正化後（②-①）			167	342	67	134	184	
令和10年度	①量の見込み	254	99	1,201	214	332	372	
	②確保方策	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
		地域型保育事業				30	25	29
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			55	13	19	23
※定員適正化後（②-①）			176	375	68	134	185	
令和11年度	①量の見込み	247	96	1,168	213	331	371	
	②確保方策	特定教育・保育施設		529	1,521	199	352	421
		地域型保育事業				30	25	29
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			55	13	19	23
※定員適正化後（②-①）			186	408	69	135	186	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑧水橋区域

図表5-14 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑧水橋区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	25	5	183	36	66	57	
	②確保方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
※定員適正化後（②-①）		95		49	0	26	21	
令和8年度	①量の見込み	23	5	168	36	66	64	
	②確保方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
※定員適正化後（②-①）		97		64	0	26	14	
令和9年度	①量の見込み	23	5	166	36	66	64	
	②確保方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
※定員適正化後（②-①）		97		66	0	26	14	
令和10年度	①量の見込み	20	4	159	36	66	64	
	②確保方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
※定員適正化後（②-①）		101		73	0	26	14	
令和11年度	①量の見込み	23	5	164	36	66	64	
	②確保方策	特定教育・保育施設	125		220	28	74	63
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			12	2	3	2
※定員適正化後（②-①）		97		68	0	26	14	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

◎大沢野・細入区域

図表5-15 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（◎大沢野・細入区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育 を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	40	14	400	69	106	115	
	②確保方策	特定教育・保育施設		94	457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
※定員適正化後（②-①）			40	68	3	35	39	
令和8年度	①量の見込み	42	14	417	68	105	107	
	②確保方策	特定教育・保育施設		94	457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
※定員適正化後（②-①）			38	51	4	36	47	
令和9年度	①量の見込み	41	14	402	67	103	105	
	②確保方策	特定教育・保育施設		94	457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
※定員適正化後（②-①）			39	66	5	39	49	
令和10年度	①量の見込み	40	13	398	66	101	103	
	②確保方策	特定教育・保育施設		94	457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
※定員適正化後（②-①）			41	70	6	40	51	
令和11年度	①量の見込み	39	13	385	64	100	102	
	②確保方策	特定教育・保育施設		94	457	59	117	127
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			11	1	1	2
※定員適正化後（②-①）			42	83	8	41	52	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑩大山区域

図表5-16 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑩大山区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	16	4	109	25	22	26	
	②確保方策	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			10	27	▲11	15	17	
令和8年度	①量の見込み	16	4	100	24	21	25	
	②確保方策	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			10	36	▲10	16	18	
令和9年度	①量の見込み	13	3	87	23	20	24	
	②確保方策	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			14	49	▲9	17	19	
令和10年度	①量の見込み	12	3	79	22	19	23	
	②確保方策	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			15	57	▲8	18	20	
令和11年度	①量の見込み	12	3	79	22	19	22	
	②確保方策	特定教育・保育施設		30	136	12	31	36
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			15	57	▲8	18	21	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑪八尾・山田区域

図表5-17 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑪八尾・山田区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	42	10	319	48	77	73	
	②確保方策	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			3	80	1	35	33	
令和8年度	①量の見込み	38	9	282	47	74	70	
	②確保方策	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			8	117	2	38	36	
令和9年度	①量の見込み	34	8	247	45	73	67	
	②確保方策	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			13	152	4	39	39	
令和10年度	①量の見込み	29	7	230	45	70	66	
	②確保方策	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			19	169	4	42	40	
令和11年度	①量の見込み	29	7	223	44	70	64	
	②確保方策	特定教育・保育施設		55	399	41	93	88
		地域型保育事業				0	0	0
		企業主導型保育事業			0	0	0	0
		認可外保育施設			0	0	0	0
※定員適正化後（②-①）			19	176	5	42	42	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

⑫婦中区域

図表5-18 教育・保育事業の量の見込みと確保方策（⑫婦中区域、年度末時点）

単位：人

	認定区分	1号	2号		3号			
			学校教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳	
令和7年度	①量の見込み	112	29	801	129	215	234	
	②確保方策	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
		地域型保育事業				3	4	5
		企業主導型保育事業			0	6	6	7
		認可外保育施設			27	9	8	9
※定員適正化後（②-①）			85	138	27	79	88	
令和8年度	①量の見込み	108	28	775	128	212	188	
	②確保方策	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
		地域型保育事業				3	4	5
		企業主導型保育事業			0	6	6	7
		認可外保育施設			27	9	8	9
※定員適正化後（②-①）			90	164	28	82	134	
令和9年度	①量の見込み	96	25	686	126	210	185	
	②確保方策	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
		地域型保育事業				3	4	5
		企業主導型保育事業			0	6	6	7
		認可外保育施設			27	9	8	9
※定員適正化後（②-①）			105	253	30	84	137	
令和10年度	①量の見込み	87	23	623	126	206	183	
	②確保方策	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
		地域型保育事業				3	4	5
		企業主導型保育事業			0	6	6	7
		認可外保育施設			27	9	8	9
※定員適正化後（②-①）			116	316	30	88	139	
令和11年度	①量の見込み	80	21	571	125	206	180	
	②確保方策	特定教育・保育施設		226	912	115	230	251
		地域型保育事業				3	4	5
		企業主導型保育事業			0	6	6	7
		認可外保育施設			27	9	8	9
※定員適正化後（②-①）			125	368	31	88	142	

※定員適正化により特定教育・保育施設の3号枠の定員を2割増して計算した数値。

#### (4) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保に向けた基本的な考え方

##### ① 認定こども園の普及

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられており、本市においては、これまでに多くの民間の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行しています。

今後、既存施設から認定こども園への移行について事業者から相談があれば、職員配置や施設・設備の状況等を十分に踏まえて対応していきます。

##### ② 保育教諭等の資質向上のための支援

教育・保育は、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちを目的としており、そのためには、教育・保育に携わる保育教諭等の資質向上が不可欠となります。こうした観点から、次の取組を進め、人材の育成や確保に努めます。

###### ・保育教諭等に対する研修の充実

保育教諭等の専門性や技能の向上をめざし、研修等を通じて職員のスキルアップのための支援を行います。

###### ・特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ちや最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

###### ・教育・保育に関わる職員の処遇改善等

教育・保育の量的確保や質の改善を図ることにより、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることが予想されることから、今後とも国の制度等を活用し、保育士等の確保や処遇改善に努めます。

##### ③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

本市においては、教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に、「乳幼児期の発達の連続性の理解」、「乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解」、「障害のある児童とともに行う活動機会の確保」、「小学校以降の生活や学習基盤の育成」に留意しつつ、一体的な教育・保育事業を提供できるよう取り組みます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うため、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であることから、「妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保」、「保護者に寄り添った相談や適切な情報提供」、「安全・安心で健全な子育て環境の確保」、「地域活動との結びつき、人材の活用」に留意が必要であると考えます。

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力し、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

#### ④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

保育所、幼稚園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育事業等の地域型保育事業を行う施設は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者の相互補完によって、教育・保育事業の質の充実と量の確保を図ります。さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所、幼稚園、認定こども園において、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が十分な情報共有を行い、連携するよう支援していきます。

#### ⑤ 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連携

子どもの健やかな育ちや教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所、幼稚園、認定こども園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違い、共通点について理解を深め、共有することが大切です。

保育所、幼稚園、認定こども園における生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、保育所、幼稚園、認定こども園と小学校の児童との交流や職員との意見交換、合同研究の機会を設けるなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組めます。

#### ⑥ 教育・保育施設の広域利用

教育・保育施設の利用形態として、本市に居住する子どもが他市町村の施設を利用する、あるいは他市町村の子どもが本市の施設を利用するといった市域をまたがる広域利用については、施設ごとの需要と供給の状況を踏まえた上で、当該市町村と十分な協議を行いながら、利用者の個々の事情に応じた対応を可能な限り行うこととします。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

① 利用者支援事業

**事業概要**

事業区分	利用者支援事業
本市における事業名	利用者支援事業（重層的支援体制整備事業）
事業の概要	<p>〔特定型〕 保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や必要な情報提供、助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p>利用者の個別ニーズに応じた情報、メニューの提供、コーディネートを行うとの事業趣旨であるとし、日常的に利用できかつ相談機能を有する窓口を設置する。</p> <p>〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う。</p>
実施状況	<p>〔特定型〕 こども保育課及び各行政サービスセンターの5か所で実施しており、それぞれ1名の利用者支援専門員を配置し相談、助言を行っている。</p> <p>〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターの母子保健機能をこども健康課及び市内7か所の保健福祉センターに、児童福祉機能をこども健康課で担い、妊娠期から子育て期の家庭の支援を行う。</p>
提供区域の設定	<p>〔特定型〕 5区域</p> <p>〔こども家庭センター型〕 1区域（市域全体）</p>
量の見込みの考え方	ニーズ調査によらず、提供区域ごとに事業実施か所（量の見込み）を想定する。
確保方策の考え方	<p>〔特定型〕 子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供、相談は、居住地域や勤務地域等複数エリアにまたがる広域的な情報集約や対応が求められることから、こども保育課・各行政サービスセンターの行政窓口を活用しながら、中央から水橋までをエリアとする区域、大沢野・細入区域及び大山区域、八尾・山田区域及び婦中区域にそれぞれ1か所の「特定型」利用者支援の窓口を設置し、開設窓口1か所につき1名の専任職員を配置する。</p> <p>〔こども家庭センター型〕 こども家庭センターとして、こども健康課及び7か所の保健福祉センターに、必要数の専任職員、兼任職員を配置する。</p>
事業担当課	こども保育課・こども健康課・保健福祉センター

## 見込量と確保方策

図表5-19 利用者支援事業〔特定型〕の量の見込みと確保方策

単位：か所

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
中央 北部 和合 呉羽 西部 南部 東部 水橋	1区域 量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
大沢野 ・細入	1区域 量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
大山	1区域 量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
八尾 ・山田	1区域 量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
婦中	1区域 量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

図表5-20 利用者支援事業〔こども家庭センター型〕の量の見込みと確保方策

単位：か所

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保方策 こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

事業概要	
事業区分	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）
本市における事業名	出産・子育て応援事業
事業の概要	様々なニーズに即した必要な支援につなげるため、保健師等の専門職が、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に対応する。
実施状況	市内7か所の保健福祉センターにて①妊娠届出時に妊婦との面談、②母子健康手帳アプリを通して妊娠8か月頃にアンケート及び希望者と個別面談、③出産後4か月以内に産婦との面談を実施。
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳の年齢人口推計を対象者数とみなし、①妊娠届出時の全数面談、②妊娠中のアンケートの回答（約50%）、③出産後の全数面談を合わせた3回を量の見込みとする。
確保方策の考え方	市内7か所の保健福祉センターで①、③の全数面談を実施し、保健福祉センター及びまちなか総合ケアセンターにて②の希望者個別面談を実施している。 各施設に保健師・看護師等の専門職を配置し、面談に対応している。面談は居住区域を担当する保健福祉センターでの実施を推奨しているが、対象者の事情に合わせ、市内いずれの保健福祉センターでも実施可能としている。 このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も面談を受けやすい体制を継続し、供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター・まちなか総合ケアセンター

図表5-21 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	5,830	5,785	5,742	5,715	5,682
	確保方策	5,830	5,785	5,742	5,715	5,682

## ② 時間外保育事業

## 事業概要

事業区分	時間外保育事業
本市における事業名	延長保育事業
事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間を超えて保育を行う。
実施状況	令和6年度 市立保育所 19施設で実施（19時まで） 私立保育施設 73施設で実施（19時 / 20時まで）  利用実績 延べ68,924人（令和5年度）
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	令和6年度に延長保育を実施している施設の利用定員から確保の量を算出した。 12区域のいずれの区域においても、午後6時以降の保育ニーズに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより、供給確保を継続する。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-22 延長保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人、か所

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
市域全体 (合計)	量の見込み	4,233	4,082	3,965	3,860	3,786	
	確保方策	定員	11,132	11,132	11,132	11,132	11,132
		施設数	92	92	92	92	92
①中央	量の見込み	764	739	717	702	696	
	確保方策	定員	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368
		施設数	23	23	23	23	23
②北部	量の見込み	486	467	451	430	412	
	確保方策	定員	932	932	932	932	932
		施設数	8	8	8	8	8
③和合	量の見込み	119	117	118	119	117	
	確保方策	定員	326	326	326	326	326
		施設数	3	3	3	3	3
④呉羽	量の見込み	265	256	255	252	247	
	確保方策	定員	380	380	380	380	380
		施設数	3	3	3	3	3
⑤西部	量の見込み	163	153	156	155	158	
	確保方策	定員	505	505	505	505	505
		施設数	4	4	4	4	4
⑥南部	量の見込み	577	554	543	524	513	
	確保方策	定員	1,063	1,063	1,063	1,063	1,063
		施設数	9	9	9	9	9
⑦東部	量の見込み	978	953	929	916	902	
	確保方策	定員	2,542	2,542	2,542	2,542	2,542
		施設数	17	17	17	17	17
⑧水橋	量の見込み	107	104	104	101	103	
	確保方策	定員	160	160	160	160	160
		施設数	2	2	2	2	2
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	165	166	162	159	155	
	確保方策	定員	715	715	715	715	715
		施設数	6	6	6	6	6
⑩大山	量の見込み	49	47	43	41	41	
	確保方策	定員	145	145	145	145	145
		施設数	2	2	2	2	2
⑪八尾 ・山田	量の見込み	136	125	115	109	107	
	確保方策	定員	621	621	621	621	621
		施設数	6	6	6	6	6
⑫婦中	量の見込み	424	401	372	352	335	
	確保方策	定員	1,375	1,375	1,375	1,375	1,375
		施設数	9	9	9	9	9

③ 放課後児童健全育成事業

**事業概要**

事業区分	放課後児童健全育成事業
本市における事業名	地域児童健全育成事業（子ども会） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
事業の概要	放課後等に保護者が仕事等により家庭にいない、保育を必要とする小学生の健全育成とともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。
実施状況	<p><u>地域児童健全育成事業（子ども会）</u> 放課後の小学校の余裕教室等を利用。 市が各校区の運営協議会へ委託し実施。 放課後概ね3時間以上 令和5年度実績：62か所（61校区）</p> <p><u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</u> 社会福祉法人やNPO法人等が運営。 放課後から19時または20時 令和5年度実績：67クラブ</p>
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	国の手引きに基づき、ニーズ調査により算出した数値に、利用実績を勘案した補正を行って、量の見込みとする。
確保方策の考え方	<p>本事業は、地域児童健全育成事業（子ども会）と放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の供給量の合計で、供給量の確保を行うものとする。そのうえで、以下のような点に留意して事業の進捗を図る。</p> <p>① 地域児童健全育成事業（子ども会）について、実施箇所数のほか、実施時間等の充実も利用者にとって重要な点であることから、現在、午後6時までの開設や長期休暇中の開設がされていない校区については、実施主体である当該校区運営協議会に、開設時間や日数の拡充を働きかけていくことで、供給量の確保と事業提供の質の充実を図っていく。</p> <p>② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、区域全体での供給量が確保できていない区域においてクラブ数の増加を図る。また、区域全体で供給量を満たしていても、特定校区において供給不足がみられる場合等は、その校区内や近隣校区において新たな放課後児童クラブの開設に向け、計画の見直しを検討する。</p>
事業担当課	こども支援課

見込量と確保方策

図表5-23 地域児童健全育成事業（子ども会）及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

単位：人または人／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		子ども会	放課後児童クラブ								
市域全体 (合計)	量の見込み	6,126		5,942		5,772		5,577		5,368	
	確保方策	2,130/62	3,095/75	2,124/59	3,195/77	2,124/59	3,600/86	2,111/58	3,645/87	2,111/58	3,645/87
		5,225/137		5,319/136		5,724/145		5,756/145		5,756/145	
①中央	量の見込み	1,132		1,107		1,087		1,049		1,006	
	確保方策	270/8	655/14	270/8	710/15	270/8	755/16	270/8	755/16	270/8	755/16
		925/22		980/23		1,025/24		1,025/24		1,025/24	
②北部	量の見込み	553		539		527		533		527	
	確保方策	198/6	240/6	198/6	240/6	198/6	285/7	198/6	330/8	198/6	330/8
		438/12		438/12		483/13		528/14		528/14	
③和合	量の見込み	129		128		121		113		113	
	確保方策	63/4	35/1	63/4	35/1	63/4	80/2	63/4	80/2	63/4	80/2
		98/5		98/5		143/6		143/6		143/6	
④呉羽	量の見込み	326		321		307		290		281	
	確保方策	166/6	111/3	166/6	111/3	166/6	156/4	166/6	156/4	166/6	156/4
		277/9		277/9		322/10		322/10		322/10	
⑤西部	量の見込み	272		274		272		269		254	
	確保方策	108/3	85/2	108/3	130/3	108/3	175/4	108/3	175/4	108/3	175/4
		193/5		238/6		283/7		283/7		283/7	
⑥南部	量の見込み	839		799		751		735		698	
	確保方策	204/5	459/11	204/5	459/11	204/5	504/12	204/5	504/12	204/5	504/12
		663/16		663/16		708/17		708/17		708/17	
⑦東部	量の見込み	1,390		1,359		1,335		1,289		1,252	
	確保方策	403/8	835/19	403/8	835/19	403/8	880/20	403/8	880/20	403/8	880/20
		1,238/27		1,238/27		1,283/28		1,283/28		1,283/28	
⑧水橋	量の見込み	162		158		154		154		143	
	確保方策	129/5	15/1	123/2	15/1	123/2	60/2	123/2	60/2	123/2	60/2
		144/6		138/3		183/4		183/4		183/4	
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	280		273		273		260		263	
	確保方策	98/4	155/4	98/4	155/4	98/4	200/5	98/4	200/5	98/4	200/5
		253/8		253/8		298/9		298/9		298/9	
⑩大山	量の見込み	99		90		81		72		65	
	確保方策	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0	90/3	0/0
		90/3		90/3		90/3		90/3		90/3	
⑪山田 ・八尾	量の見込み	257		243		220		200		178	
	確保方策	212/5	80/2	212/5	80/2	212/5	80/2	199/4	80/2	199/4	80/2
		292/7		292/7		292/7		279/6		279/6	
⑫婦中	量の見込み	687		651		644		613		588	
	確保方策	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12	189/5	425/12
		614/17		614/17		614/17		614/17		614/17	

※確保方策には地域ミニ放課後児童クラブ事業を含む。

④ 子育て短期支援事業

**事業概要**

事業区分	子育て短期支援事業（ショートステイ）
本市における事業名	ショートステイ（短期入所生活援助事業）
事業の概要	保護者の出産や疾病等の理由により家庭において養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設や乳児院等への短期入所により、必要な保護、生活援助を行う事業（原則として7日以内）。
実施状況	令和5年度：延べ利用日数144日 2歳未満：富山県立乳児院等 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園等
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	利用にあたっては、一時的に養育が困難になる理由を考慮していることから、未就学児を対象としたニーズ調査により算出した数値をもととしつつ、過去の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	居住地域に関わらず、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから、市域全体を1区域として提供確保を行う。 今後、既存の施設に加えて里親に拡充することも検討する。
事業担当課	こども健康課

**見込量と確保方策**

図表5-24 ショートステイ（短期入所生活援助事業）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	195	195	195	195	195
	未就学児	183	183	183	183	183
	就学児	12	12	12	12	12
	確保方策	195	195	195	195	195

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

**事業概要**

事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
事業の概要	2～3か月の乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師、看護師等の専門職が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
実施状況	<p>出生連絡票にて希望を把握した家庭は、新生児訪問として助産師による訪問を実施。</p> <p>医療機関等からの支援連絡票にて把握した家庭やその他要支援家庭等には、保健福祉センターの保健師が訪問を実施。</p> <p>上記以外の家庭には、概ね生後4か月までの期間に、看護師等が訪問を実施。</p> <p>令和5年度実績：2,411件</p>
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において、保健師、助産師、看護師のいずれかが面接できるよう供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター

**見込量と確保方策**

図表5-25 こんにちは赤ちゃん事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274
	確保方策	2,332	2,314	2,297	2,286	2,274

⑥ 養育支援訪問事業

**事業概要**

事業区分	養育支援訪問事業
本市における事業名	産前産後・養育支援訪問事業
事業の概要	養育支援が必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師、心理相談員、栄養士等が家庭訪問を実施し、必要に応じて事例検討会を開催する。
実施状況	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとして母子保健事業実施により把握した支援を必要とする乳幼児や妊産婦等に対し、居宅において保健師や心理相談員等が養育に関する相談、指導、助言等必要な援助を行う。 令和5年度実績：専門的相談支援 延1,160件
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳児の人口推計をもとに、母子健康手帳交付時の面談で継続支援が必要な妊婦（支援プラン作成者）が約30%程度であり、過去の訪問実績から1件あたり1.5回の利用を想定し、量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、各区域において母子保健事業や医療機関との連携を強化し、対象者を迅速に把握して供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課・保健福祉センター

**見込量と確保方策**

図表5-26 産前産後・養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：件

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	確保方策	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050

⑦ 要保護児童等支援事業

**事業概要**

事業区分	要保護児童等支援事業
本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業の概要	家事や育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防止する。
実施状況	こども家庭センターが、家庭訪問等の相談支援や関係機関からの連絡等により把握した、支援を必要とする子育て世帯の家庭に対し、訪問支援員が訪問し支援を実施。  1世帯あたり、10回（1回2時間以内）まで
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより算出した数値を量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、訪問支援員（ヘルパー事業所）が対応できるよう供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課

**見込量と確保方策**

図表5-27 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体	量の見込み	330	330	330	330	330
	確保方策	330	330	330	330	330

**事業概要**

事業区分	要保護児童等支援事業（児童育成支援拠点事業）
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。
確保方策の考え方	実施を検討する。

**事業概要**

事業区分	要保護児童等支援事業（親子関係形成支援事業）
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。
確保方策の考え方	実施を検討する。

⑧ 地域子育て支援拠点事業

**事業概要**

事業区分	地域子育て支援拠点事業
本市における事業名	子育て支援センター事業
事業の概要	子育て親子の交流の促進、子育て等に関するサークル、講座・セミナー、相談・援助等を行う。 乳幼児から中学生までの子育て相談、心身の発達やしつけ、不登校、いじめ等の相談に対応している。
実施状況	富山駅前CiCビルや私立認定こども園、児童館等に、子育て支援センターを併設している。  令和5年度実績（累計） 親子サークル 20,041人 講座・セミナー等 7,098人 相談件数 8,086人（面接・電話） 地域活動 1,538人 ひろば 122,483人
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込み及び利用実績に対して、施設数が少ない東部区域において、施設数を拡充する。 和合区域については、引き続き、西部区域とあわせて1か所を確保することとする。
事業担当課	子育て支援センター

## 見込量と確保方策

図表5-28 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」か所、「利用実績」人日

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	17,277	16,773	16,663	16,591	16,527
	確保方策	16	16	17	17	17
	令和5年度利用実績	159,246				
①中央	量の見込み	3,575	3,518	3,490	3,474	3,471
	確保方策	3	3	3	3	3
	令和5年度利用実績	53,752				
②北部	量の見込み	1,506	1,383	1,383	1,383	1,383
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,795				
③和合	量の見込み	219	213	211	208	205
	確保方策	※ (1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	令和5年度利用実績	(4,389)				
④呉羽	量の見込み	614	596	588	582	574
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	3,687				
⑤西部	量の見込み	983	1,018	1,018	1,018	1,018
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,389				
⑥南部	量の見込み	2,336	2,257	2,237	2,222	2,210
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和5年度利用実績	13,677				
⑦東部	量の見込み	5,313	5,175	5,153	5,142	5,125
	確保方策	2	2	3	3	3
	令和5年度利用実績	23,794				
⑧水橋	量の見込み	501	520	520	520	520
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	16,830				
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	553	531	523	514	505
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,794				
⑩大山	量の見込み	198	198	198	198	198
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	7,403				
⑪八尾 ・山田	量の見込み	174	169	164	161	157
	確保方策	1	1	1	1	1
	令和5年度利用実績	4,055				
⑫婦中	量の見込み	1,305	1,195	1,178	1,169	1,161
	確保方策	2	2	2	2	2
	令和5年度利用実績	22,070				

※和合区域については、引き続き、西部区域とあわせて1か所を確保する。

量の見込みの対象は0～2歳児、利用実績の対象は未就学児。

⑨ 一時預かり事業

a. 一時預かり事業（幼稚園型）

**事業概要**

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型）
本市における事業名	預かり保育事業
事業の概要	幼稚園等の1号認定の在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、希望者を教育（保育）する。 園によって預かり保育の実施日、時間等の状況は異なる。
実施状況	市立：5施設 私立：54施設
提供区域の設定	12区域（教育・保育事業の設定と同じ）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	12区域のいずれの区域においても、量の見込みに対して確保量が上回っていることから、現状を維持することにより供給確保を継続する。
事業担当課	こども保育課・学校教育課

**見込量と確保方策**

図表5-29 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号認定	2号認定								
市域全体	量の見込み	5,239	40,773	5,065	39,410	4,911	38,218	4,780	37,215	4,691	36,498
		46,012		44,475		43,129		41,995		41,189	
	確保方策	48,000		48,000		48,000		48,000		48,000	
		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54		市立5、私立54	

補 足

【1号認定】

専業主婦家庭等で幼稚園の利用を希望する者（通常の1号認定児童）

【2号認定】

ひとり親家庭、共働き家庭等のうち、保育所・認定こども園ではなく、幼稚園の利用を希望する者（2号認定児童のうち、幼児期の学校教育の利用希望の強い者）

図表5-30 一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策（区域別）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①中央	量の見込み	1,418	11,036	1,371	10,667	1,329	10,345	1,294	10,072	1,269	9,880
		12,454		12,038		11,674		11,366		11,149	
	確保方策	13,000		13,000		13,000		13,000		13,000	
②北部	量の見込み	373	2,903	361	2,805	350	2,720	340	2,650	334	2,598
		3,276		3,166		3,070		2,990		2,932	
	確保方策	3,500		3,500		3,500		3,500		3,500	
③和合	量の見込み	100	780	97	754	94	731	91	712	90	698
		880		851		825		803		788	
	確保方策	900		900		900		900		900	
④呉羽	量の見込み	425	3,310	411	3,199	399	3,102	388	3,021	381	2,963
		3,735		3,610		3,501		3,409		3,344	
	確保方策	3,800		3,800		3,800		3,800		3,800	
⑤西部	量の見込み	50	387	48	375	47	363	45	354	45	346
		437		423		410		399		391	
	確保方策	500		500		500		500		500	
⑥南部	量の見込み	1,397	10,876	1,351	10,512	1,310	10,195	1,275	9,927	1,251	9,736
		12,273		11,863		11,505		11,202		10,987	
	確保方策	12,300		12,300		12,300		12,300		12,300	
⑦東部	量の見込み	598	4,652	578	4,497	560	4,361	546	4,246	535	4,165
		5,250		5,075		4,921		4,792		4,700	
	確保方策	6,000		6,000		6,000		6,000		6,000	
⑧水橋	量の見込み	38	292	36	283	35	274	34	267	34	261
		330		319		309		301		295	
	確保方策	400		400		400		400		400	
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	97	757	94	731	91	709	89	690	87	677
		854		825		800		779		764	
	確保方策	900		900		900		900		900	
⑩大山	量の見込み	83	650	81	627	78	609	76	593	75	581
		733		708		687		669		656	
	確保方策	800		800		800		800		800	
⑪山八尾 ・山田	量の見込み	104	805	100	779	97	755	95	735	93	721
		909		879		852		830		814	
	確保方策	1,000		1,000		1,000		1,000		1,000	
⑫婦中	量の見込み	556	4,325	537	4,181	521	4,054	507	3,948	497	3,872
		4,881		4,718		4,575		4,455		4,369	
	確保方策	4,900		4,900		4,900		4,900		4,900	

b. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要

事業区分	一時預かり事業（幼稚園型除く） 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
本市における事業名	一時預かり保育事業 ファミリー・サポート・センター事業 夜間養護等事業（トワイライトステイ）
事業の概要	<u>一時預かり保育事業</u> 保護者の都合（通院や治療、冠婚葬祭等）により家庭で保育ができない場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所等に入所していない児童を一時的に預かる事業。 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 児童の預かりを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 <u>トワイライトステイ</u> 保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業（原則として3か月以内）。
実施状況	<u>一時預かり保育事業</u> 市立保育所13か所、私立施設57か所 令和5年度実績 5,496人 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u> 令和5年度会員数 依頼会員 1,675人 協力会員 674人 両方会員 110人 利用回数 延べ3,804回 <u>トワイライトステイ</u> 2歳未満：富山市民病院院内保育室等 2歳以上：富山市立愛育園、ルンビニ園等
提供区域の設定	一時預かり保育事業＝12区域（教育・保育事業の設定と同じ） ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ＝1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度の利用実績を考慮し、量の見込みとする。
確保方策の考え方	保育所で実施する一時預かり保育事業の供給量は、令和5年度実績をもとに算出した。 ファミリー・サポート・センター事業は、施設型サービスでなく会員間の相互提供型サービスであり、依頼会員と協力会員の間である程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体を1区域として供給量を算出した。 また、トワイライトステイは、居住地域に関わらず、全市的なサービス提供がふさわしいと考えられることから市域全体を1区域として供給量を算出した。 これらの合計により得られる提供確保量は、5か年のいずれの年度においても、市域全体で量の見込みをカバーすることが可能である。
事業担当課	こども保育課・こども健康課・子育て支援センター

見込量と確保方策

図表5-31 一時預かり事業（幼稚園型以外）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	一時預かり	5,039	4,871	4,724	4,600	4,512
		ファミリー・サポート	600	600	600	600	600
		トワイライト	25	25	25	25	25
		合計	5,664	5,496	5,349	5,225	5,137
	確保方策	一時預かり	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
		ファミリー・サポート	70	70	70	70	70
		トワイライト	600	600	600	600	600
		トワイライト	25	25	25	25	25
合計	5,785	5,785	5,785	5,785	5,785		
①中央	量の見込み	一時預かり	1,148	1,109	1,076	1,048	1,029
	確保方策	一時預かり	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
			14	14	14	14	14
②北部	量の見込み	一時預かり	609	588	571	556	545
	確保方策	一時預かり	610	610	610	610	610
			7	7	7	7	7
③和合	量の見込み	一時預かり	26	25	24	23	23
	確保方策	一時預かり	30	30	30	30	30
			1	1	1	1	1
④呉羽	量の見込み	一時預かり	355	343	333	324	318
	確保方策	一時預かり	360	360	360	360	360
			2	2	2	2	2
⑤西部	量の見込み	一時預かり	100	97	94	91	89
	確保方策	一時預かり	110	110	110	110	110
			4	4	4	4	4
⑥南部	量の見込み	一時預かり	638	617	598	583	571
	確保方策	一時預かり	640	640	640	640	640
			9	9	9	9	9
⑦東部	量の見込み	一時預かり	1,045	1,010	980	954	936
	確保方策	一時預かり	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
			12	12	12	12	12
⑧水橋	量の見込み	一時預かり	106	103	100	97	95
	確保方策	一時預かり	110	110	110	110	110
			3	3	3	3	3
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	一時預かり	248	240	233	227	222
	確保方策	一時預かり	250	250	250	250	250
			5	5	5	5	5
⑩大山	量の見込み	一時預かり	219	212	205	200	196
	確保方策	一時預かり	220	220	220	220	220
			3	3	3	3	3
⑪山八尾 ・山田	量の見込み	一時預かり	82	79	76	74	73
	確保方策	一時預かり	90	90	90	90	90
			5	5	5	5	5
⑫婦中	量の見込み	一時預かり	463	448	434	423	415
	確保方策	一時預かり	470	470	470	470	470
			5	5	5	5	5

⑩ 病児保育事業

事業概要

事業区分	病児保育事業
本市における事業名	病児・病後児保育事業
事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
実施状況	<p>&lt;病児・病後児対応型保育&gt;</p> <p>病気等により集団保育が困難な児童で、保護者の勤務などの都合で家庭で保育できない場合に一時的に児童を預けることができる。また、一部の施設では送迎対応も実施。 令和5年度利用実績 延べ6,209人（11施設）</p> <p>&lt;体調不良児対応型保育&gt;</p> <p>保育中の児童の突発的な体調不良に対応し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が保育を行う。 令和5年度利用実績 延べ14,090人（60施設）</p>
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより求められる数値が現在の利用実績から大きく乖離し過大であることから、令和5年度利用実績をもとに、核家族化や定年延長制度の施行による影響を考慮して精算した数を、量の見込みとする。
確保方策の考え方	区域ごとの利便性をさらに向上させるため、病児・病後児対応型については民間による新規開設により、体調不良児対応型についても、私立保育施設における実施か所数の拡大や市立保育所の改築時に専用室を設ける等の方策により、実施施設の増加をめざす。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-32 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	20,800	21,200	21,600	22,000	22,400
	確保方策	22,130	22,280	22,680	22,830	22,830
	病児・病後児対応型	12	12	13	13	13
	体調不良児対応型	61	62	62	63	63

見込量と確保方策

図表5-33 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策（区域別）

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①中央	量の見込み	4,549	4,637	4,726	4,814	4,900
	確保方策	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	16	16	16	16	16
②北部	量の見込み	1,278	1,302	1,327	1,351	1,376
	確保方策	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	5	5	5	5	5
③和合	量の見込み	896	913	930	947	964
	確保方策	970	970	970	970	970
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
④呉羽	量の見込み	1,249	1,273	1,297	1,321	1,345
	確保方策	1,250	1,400	1,400	1,400	1,400
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	1	2	2	2	2
⑤西部	量の見込み	565	575	586	597	608
	確保方策	610	610	610	610	610
	病児・病後児対応型	2	2	2	2	2
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑥南部	量の見込み	1,525	1,554	1,583	1,613	1,642
	確保方策	1,630	1,630	1,630	1,780	1,780
	病児・病後児対応型	1	1	1	1	1
	体調不良児対応型	6	6	6	7	7
⑦東部	量の見込み	5,395	5,500	5,604	5,707	5,811
	確保方策	5,850	5,850	5,850	5,850	5,850
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	11	11	11	11	11
⑧水橋	量の見込み	114	116	118	120	122
	確保方策	130	130	130	130	130
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑨大沢野 ・細入	量の見込み	406	414	421	429	437
	確保方策	430	430	430	430	430
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑩大山	量の見込み	246	251	255	260	265
	確保方策	270	270	270	270	270
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	2	2	2	2	2
⑪八尾 ・山田	量の見込み	402	409	417	425	433
	確保方策	410	410	410	410	410
	病児・病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3
⑫婦中	量の見込み	4,175	4,256	4,336	4,416	4,497
	確保方策	4,300	4,300	4,700	4,700	4,700
	病児・病後児対応型	2	2	3	3	3
	体調不良児対応型	7	7	7	7	7

⑪ 子育て援助活動支援事業

事業概要

事業区分	子育て援助活動支援事業（就学児対象）
本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）
事業の概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。  本部1か所、窓口4か所（入退会、マッチング）
実施状況	令和5年度会員数 依頼会員 1,675人 協力会員 674人 両方会員 110人 援助活動回数 3,804回  ※令和5年度時点で、未就学児をもつ保護者会員 44% 就学児をもつ保護者会員 56%
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きによるニーズ算出が、令和5年度利用実績より過小に出ていることから、実績をもとに量の見込みを算出する。
確保方策の考え方	本事業は施設型サービスでなく会員間相互の提供型サービスであり、ある程度広域的に需給調整が行われていることから、市域全体で確保方策を行う。 現状のサービス提供を維持し、供給確保を継続する。
事業担当課	子育て支援センター

見込量と確保方策

図表5-34 ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）の量の見込みと確保方策

単位：「量の見込み」人日、「確保方策」人日／か所

区域	項目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
		1～3 学年	4～6 学年									
市域 全体	量の見込み	1,650	650	1,650	650	1,650	650	1,650	650	1,650	650	
		2,300		2,300		2,300		2,300		2,300		
	確保 方策	利用者	2,300		2,300		2,300		2,300		2,300	
		本部	1		1		1		1		1	
		窓口	4		4		4		4		4	

⑫ 妊婦に対する健康診査事業

事業概要

事業区分	妊婦に対する健康診査事業
本市における事業名	妊婦一般・歯科健康診査事業
事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
実施状況	母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を14回分、妊婦歯科健康診査受診票を1回分交付。健康診査費用の自己負担は無料。  令和5年度：妊婦一般健康診査受診率 81.0% ※受診率は各健康診査の受診回数合計／各健康診査の受診票交付枚数合計 ※受診券14回分をすべて使用しない場合（予定日前の出産、妊娠中の入院、流死産等）も含まれます。  妊婦歯科健康診査受診率 36.9%
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	0歳の年齢人口推計を健診対象者数とみなし、国が妊婦一般健診の受診が望ましいとする14回と、市が妊婦歯科健診の受診を補助する1回の計15回を乗じた数を量の見込みとする。
確保方策の考え方	妊婦一般健康診査は、居住区域に関わらず市内13か所の医療機関（産婦人科）を含めた富山県内の医療機関（産婦人科）・助産所で受診ができる。さらに、里帰り等のため県外で受診した場合には健診費用の助成が受けられる。また、妊婦歯科健康診査は、市内178か所の医療機関（歯科）で受診できる。 このため、市域全体を1区域として供給体制を確保するものとし、今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保を継続する。
事業担当課	こども健康課

見込量と確保方策

図表5-35 妊婦一般・歯科健康診査事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 (合計)	量の見込み	34,980	34,710	34,455	34,290	34,110
	確保方策	34,980	34,710	34,455	34,290	34,110
【市内実施機関】妊婦一般健診13か所、妊婦歯科健診178か所						

⑬ 産後ケア事業

事業概要

事業区分	産後ケア事業
本市における事業名	産後ケア事業
事業の概要	通所（デイケア）、宿泊（ショートステイ）、訪問（アウトリーチ）等の産後ケアサービスを提供し、心身のケアや育児サポート等を行い、母親自身のセルフケア能力を高めるとともに、安心して子育てができるよう支援する。
実施状況	〔直営〕 施設：まちなか総合ケアセンター内の産後ケア応援室 対象者：出産退院直後から産後4か月までの母子 さらに、「助産師ほっとライン」を開設し、助産師による24時間電話相談に対応する。  〔委託〕 施設（通所、宿泊）：市内の指定産科医療機関 （訪問）：市内の指定助産院 対象者：出産退院直後から産後1年までの母子 出生児のきょうだい同伴可能
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	実績をもとに算出した直営分の数値と、国の手引きにより算出した委託分の数値の合計を量の見込みとする。
確保方策の考え方	量の見込みに対して、産後ケア応援室及び産科医療機関等が対応できるよう、供給確保を継続する。
事業担当課	まちなか総合ケアセンター（直営）・こども健康課（委託）

見込量と確保方策

図表5-36 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

単位：回

区域	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 （合計）	量の見込み	950	950	950	950	950
	確保方策	950	950	950	950	950
		【実施機関】 まちなか総合ケアセンター、 指定産科医療機関、指定助産院				

⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要

事業区分	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
本市における事業名	こども誰でも通園事業 〔令和7年度：乳児等通園支援事業 令和8年度：乳児等のための支援給付〕
事業の概要	すべての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな制度（給付事業）。
実施状況	令和7年度に補助事業として開始し、令和8年度から給付事業として本格実施する。
提供区域の設定	1区域（市域全体）
量の見込みの考え方	国の手引きにより算出した数値をもって、量の見込みとする。
確保方策の考え方	すべての利用希望者が利用できる体制の維持・確保に努める。
事業担当課	こども保育課

見込量と確保方策

図表5-37 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策（市域全体）

単位：人

区域	項目	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市域全体 （合計）	量の見込み		139	135	134	133	132
		0歳児	56	56	56	55	55
		1歳児	44	44	43	43	43
		2歳児	39	35	35	35	34
	確保方策		150	150	150	150	150
		0歳児	60	60	60	60	60
		1歳児	50	50	50	50	50
		2歳児	40	40	40	40	40

⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

**事業概要**

事業区分	実費徴収に係る補足給付を行う事業
本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業補助金
事業の概要	新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用（副食費）について各事業者によって行われる実費徴収に対し、世帯の所得状況等を勘案して、年収360万円未満世帯の子ども及び第3子を対象に市町村が定める基準に基づき助成する事業。
確保方策の考え方	該当施設（新制度未移行幼稚園）がないため、実施しない。

⑯ 多様な主体が参画することを促進するための事業

**事業概要**

事業区分	多様な主体が参画することを促進するための事業
本市における事業名	本市に該当事業なし
事業の概要	民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。
確保方策の考え方	教育・保育事業の提供体制が充足しているため、実施しない。